



# 長野県報

3月26日(月)  
平成24年  
(2012年)  
第2355号

## 目 次

### 規則

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（農業政策課）	2
長野県収入証紙規則の一部を改正する規則（会計課）	2

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課土地対策室）	2
地域発元気づくり支援金交付要綱の一部改正（市町村課）	3
生活保護法に基づく介護機関の指定（地域福祉課）	3
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関の指定（健康長寿課）	4
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核指定医療機関の指定の辞退の届出（健康長寿課）	5
都市計画事業の事業計画の変更の認可（生活排水課）	5
土地改良事業等補助金交付要綱の一部改正（農地整備課）	6
保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	8
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	8
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	9
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	10
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	10
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	10
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	10
長野県収入証紙売りさばき人の指定（2件）（会計課）	11
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	11
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	11
公職選挙法に基づく平成23年4月10日執行の長野県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨（選挙管理委員会）	12

### 公告

一般競争入札（政策評価課）	137
一般競争入札（広報県民課）	137
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（経営支援課）	138
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	139
大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出（経営支援課）	139
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	139
土地改良事業の工事の完了の届出（2件）（農地整備課）	140
一般競争入札（2件）（議事課）	140
一般競争入札（調査課）	142
平成22年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置（監査委員事務局）	143
平成23年度定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に添えて提出した意見に対する方針（監査委員事務局）	162



農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第12号**

農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

農業共済組合等検査規則(昭和28年長野県規則第30号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(身分証明書)

第5条 農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号)第46

条に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附則の次に次の様式を加える。

(別記様式)(第5条関係)

身 分 証 明 書		第 号
長野県職員 (氏名)	写 真	
年 月 日生	押出	
上記の者は、農業災害補償法第142 条の2から第142条の4までの規定に よる検査の職務に従事する者であるこ とを証明する。		
年 月 日交付	有効期間	
長野県知事	年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日まで		

縦 6.5センチメートル

横 8.5センチメートル

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業政策課

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布

します。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

**長野県規則第13号**

長野県収入証紙規則の一部を改正する規則

長野県収入証紙規則(昭和39年長野県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第26号」を「第29号」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

会計課



**長野県告示第247号**

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成24年3月26日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

千曲市

2 事業の種類

松田家資料保存整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

千曲市大字八幡字森下地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

松田家資料保存整備事業(以下「本事業」という。)は、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第2項に規定する公立博物館を設置するものであり、法第3条第22号に掲げる博物館に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本事業の起業者である千曲市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本事業を遂行するための充分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本事業の施行により得られる利益

起業地内にある長野県史跡「武水別神社神主松田家館跡」の敷地には、長野県宝「松田家住宅主屋」、千曲市指定有形文化財「武水別神社神主 松田邸」等の江戸時代から明治時代までの歴史的な建物があり、その建物内には、室町時代の和歌や戦国時代の武田信玄や上杉景勝の朱印状等の貴重な古文書類が数多く残っている。

しかしながら、建物については、傷みが激しいため、早急に修理工事に着手する必要があり、古文書類等の資料については、劣化や散逸・亡失が懸念されるため、適切な保管が必要とされる状況である。

本事業は、これらの課題を解決するため、傷みが激しく倒壊のおそれがある建物を修復し、博物館に転用することにより、その保存を図るものであり、古文書類等の歴史的に価値のある資料を博物館において展示し、又博物館内に設置する収蔵庫に納めることにより、散逸・亡失を防ぐものである。

本事業の実施により、博物館で古文書類等の資料が広く公開され、地元の住民や観光客が千曲市の歴史に対して関心を持つ機会になるとともに、歴史学習をはじめとした生涯学習の機会を得ることができるものと認められる。

イ 本事業の施行による影響

本事業に係る起業地の周囲は民家に接しており、起業地周辺において来館者の通行車両による交通渋滞や騒音等の問題が懸念されるが、交通標識、案内板等の整備や歩道の確保